

平成26年2月から適用する設計業務委託等技術者単価等の運用に係る特例措置

1 対象契約

(1) 契約日が平成26年2月1日以降の(2)に定める建設コンサルタント業務等のうち、「平成25年度設計業務委託等技術者単価表(平成25年4月1日設定)」(以下、「旧技術者単価」という。)、 「平成25年度公共工事設計労務単価表(平成25年4月1日設定)」(以下、「旧労務単価」という。)を適用して予定価格を積算しているもの。

(2) 建設コンサルタント業務等

建設コンサルタント業務等とは、次の業務とする。

ア 建築設計

イ 設備設計

ウ 建設コンサルタント

エ 地質調査

オ 測量

カ 補償コンサルタント

キ その他、旧技術者単価、旧労務単価を適用して予定価格を積算した業務委託

2 特例措置の内容

受注者は、川崎市委託契約約款第27条の規定により、「平成25年度設計業務委託等技術者単価表(平成26年2月1日一部改定)」(以下、「新技術者単価」という。)、 「平成25年度公共工事設計労務単価表(平成26年2月1日一部改定)」(以下、「新労務単価」という。)に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができる。

(注) 標準の契約約款以外を使用している場合は、川崎市委託契約約款第27条と同様の条文を適用すること。

※川崎市委託契約約款第27条

この約款に定めのない事項については、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

3 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

P新：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

4 請求期限

この特例措置に基づく契約金額の変更にかかる受注者からの協議の請求期限については、契約日から3か月以内若しくは完了の届出がなされるまでのいずれか早い時期とする。

5 運用開始日

この特例措置は平成26年2月13日より運用を開始する。

平成 年 月 日

(発注者) 川崎市長 あて

住所

商号又は名称

代表者名

印

**平成 26 年 2 月から適用する設計業務委託等技術者単価等の運用に係る
特例措置協議書**

下記契約について、平成 26 年 2 月 13 日付け「平成 26 年 2 月から適用する設計業務委託等技術者単価等の運用に係る特例措置」に基づき、契約金額の変更について協議願います。

1 件名 (契約番号)

2 契約金額 円

3 完了期限 平成 年 月 日

4 契約日 平成 年 月 日